

運営費交付金算定ルールの変更について

基本的考え方

国立大学法人における多種多様な教育研究活動に必要となる事業費を、自己収入と運営費交付金により措置を行うという考え方のもとに、平成16年度概算要求においては各大学の移行前の事業規模を確定するため、人件費については雇用見込人員、物件費については平成15年度の配分額を基礎に要求額を積算したところである。

当初の算定ルールにおいても、事業規模に変動が生じない場合は前年度の額を基礎とすることとしており基本的な考え方に変更はないものである。

しかし、概算要求後の財務省との折衝過程において、大学の自主性・自律性を保証するためのインセンティブを付与するための仕組みや、大学の教育研究が活発に行われるための仕組みをルール上に設けるために変更を行うものである。

変更点

1. 「標準」「特定」の名称等の変更

- ・当初案においては、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の報告に基づき、「標準運営費交付金」と「特定運営費交付金」に区分。
- ・概算要求後、「標準」は安定的な交付金「特定」は文部科学省の裁量が可能な交付金との印象。
- ・そこで、「標準」については、学生数等に基づき各大学共通の算定ルールにより算出される学部等の教育研究費であることを明確にするため「学部教育等標準運営費交付金」に名称変更。
- ・また、附属病院経費について、その特殊性に鑑み一般診療経費と債務償還経費を対象とする「附属病院運営費交付金」を新たに設ける。

2. 人件費・物件費の区分を設けない。(定員管理的手法の廃止)

- ・当初案においては、毎事業年度に必要となる人件費について、雇用計画を各大学から聴取し、実員ベースによる予算措置を予定。
- ・折衝過程において、定員管理的手法との指摘があり、また、定員削減的概念の導入を求められたことから、雇用上限・雇用計画という手法を取りやめたところ。
- ・仮に、予算上の員数管理を行ったとしても、各大学が自由に雇用計画を策定することが可能となるため、予算上の員数との乖離が生じることとなる。
- ・人件費・物件費の区分をなくすことにより、当面人事院勧告による減額要素が排除できるほか、15年末定員分(欠員分を含む)の人件費総額を確保すべく折衝が可能となる。
- ・各大学に対しては、平成16年度における人件費総額について、別途明示する予定。

3. 運営費交付金算定に影響させる自己収入を極力限定
 - ・当初案においては、毎事業年度の自己収入を見直すことにより、自己収入の増減を運営費交付金の増減に反映させることを予定。
 - ・大学の自主性・自律性を高めるためには、算定ルールにおいて自己収入の増減による影響を交付金に極力影響させないことが、安定的な予算措置になるものと考慮。また、増収努力がそのまま大学のインセンティブとなることが必要。
 - ・よって、入学定員や認可事項である収容定員を基礎とする入学料、授業料と債務償還と一般診療の合計が病院収入を上回る場合の病院収入のみを運営費交付金算定に影響させる自己収入として限定。

4. 事業経費の包括
 - ・当初案では、事業経費について組織別区分のほか「教育費」「研究費」「学生支援費」等用途別に区分することを予定していた。
 - ・教育研究は密接不可分との考え方を踏襲するため、組織別の区分に包括。
 - ・また、それぞれの事業経費ごとに設けていた特殊要因を一カ所に集約。

5. 新規事業に対応するためのルール
 - ・高等教育政策や学術研究政策に対する要請に対応するため、新規組織の構築や新たな教育・研究システム構築、教育研究特別設備、教育研究環境充実に対応するため「特別教育研究経費」を設ける。
 - ・本経費については、透明性の高い選定プロセスにより措置。

6. 病院経費を「一般診療」と「教育研究」に区分
 - ・当初案では、前年度事業費を基礎に支出額を算定し、前年度病院収入に係数（収入政策係数）を掛けた額との、差し引きで運営費交付金を算定。
 - ・収支差により運営費交付金を算定するので、病院収入の増全てが運営費交付金の減につながる。よって、一般診療と教育研究を区分し、教育研究経費については全て運営費交付金を措置し、一般診療に関しては病院収入をもって賄う。
 - ・経営努力を求める一方、病院収入の増減により教育研究費に対して影響を与えない。
 - ・区分することにより大学病院の教育研究に係る特性及び経費を確保しつつ、一般診療に係る運営については、他の医療機関との比較の可能性を高め、地域の中核医療機関としての役割を示していく必要があると考える。